平成２１年（フ）第５２０号
高知県南国市東山町３丁目５番４号
債務者　山下　孝憲
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２７１号
福岡県久留米市合川町1985―２　グリーンハウス201号、住民票上の住所福岡県久留米市長門石１丁目４番51―203号
債務者　寺崎　誠繁
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２７８号
福岡県うきは市吉井町清瀬83番地25
債務者　諫山組こと　諫山　伸二
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第７６号
佐賀県唐津市和多田用尺１番27号、前住所佐賀県唐津市鏡2893番地　県営アパート232号
債務者　江口久美子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第８２号
佐賀県唐津市相知町相知2701番地51
債務者　吉次　正則
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１４１号
宮崎県延岡市別府町3930番地３、住民票上の住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1195番地13
債務者　甲斐　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１４２号
宮崎県延岡市別府町3930番地３
債務者　甲斐　由美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１４８号
宮崎県延岡市中川原町３丁目5009番地15
債務者　平野　隆雄
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１６８号
宮崎県延岡市別府町3932番地１
債務者　佐藤　正彦
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１８５号
宮崎県延岡市赤水町458番地２
債務者　下鶴　美鈴
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第６４号
長崎県雲仙市吾妻町牛口名630番地３
債務者　米倉　千草
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
長崎県島原市柏野町2815番地１
債務者　井手　義貴
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
福島県伊達市伏黒字南屋敷19番地
債務者　宍戸　則夫
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４１７号
川崎市宮前区犬蔵２丁目17番32号　エステートピアＡＮＪＹＯ202
債務者　小田トヨミ
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４８６号
愛知県豊田市東新町３丁目33番地１　ＣＡＳＡ　ＢＡＳＳＯ308号
債務者　黄金崎金美
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
鹿児島県鹿屋市旭原町3592―38サンロードハイツ108号、住民票上の住所鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷2784番地
債務者　阿保　文代
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
鹿児島県鹿屋市串良町上小原2598番地１
債務者　大竹山弘一
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２０４号
山口県下関市長府松原町１番１―１号　市営長府松原住宅
債務者　高橋　泰晴
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係